

平成 27 年 5 月 13 日

各 位

上場会社名 尾 張 精 機 株 式 会 社
代 表 者 名 取 締 役 社 長 深 水 康 一
コ ー ド 番 号 7 2 4 9 (名 証 第 二 部)
問 い 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長
児 玉 啓 二
T E L (0 5 6 1) 5 3 - 4 1 2 1

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 13 日開催の取締役会において、「定款の一部変更の件」に関し、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 172 回定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 経営陣の若返りおよび経営判断の迅速化のため取締役会長を廃止するものであります。
- (2) 社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、また、今後も引き続き社外監査役として適切な人材を確保できるようにするため、社外監査役と責任限定契約を締結することができる規定を新設するものであります。
- (3) 上記の新設に伴い、条数の繰り下げを行います。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 26 日

以 上

別紙 定款の変更内容

(下線は変更部分を示す。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 25 条 〔役付取締役〕 <u>取締役会は、その決議によって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</u></p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 39 条～第 44 条 (条文省略)</p>	<p>第 25 条 〔役付取締役〕 <u>取締役会は、その決議によって取締役社長 1 名、取締役副社長、<u>専務取締役、常務取締役各若干名を置くことができる。</u></u></p> <p>2. (現行通り)</p> <p>第 39 条 〔社外監査役との責任限定契約〕 <u>本会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>第 40 条～第 45 条 (現行通り)</p>